



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 9 月 10 日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	肝性脳症のない肝不全に対するアミノレバン EN 配合散の投与は、原則として認められない。	アミノレバン EN 配合散の効能効果は「肝性脳症を伴う慢性肝 不全患者の栄養状態の改善」であり、肝性脳症を主体とする肝不全患者が対象である。以上のことから、肝性脳症のない肝不全に対するアミノレバン EN 配合散の投与は、原則として認められないと判断した。	令和7年11月28日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	間質性肺炎に対するシクロスポリン(ネオーラル)の投与は、原則として認められる。	免疫関与の間質性肺炎に対して免疫抑制薬の治療は有用であり、呼吸機能の安定が期待できる。以上のことから、間質性肺炎に対するシクロスポリン(ネオーラル)の投与は、原則として認められると判断した。なお、レセプト摘要欄に免疫抑制薬を必要とした理由を記載することが望ましい。	令和7年10月31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
3	酸化マグネシウムの 1 倍量までの投与は、原則として認められる。	酸化マグネシウムの用法用量に「年齢、症状により適宜増減する」とあり、患者の症状の改善のため投与量を 2 倍量とする場合もある。以上のことから、酸化マグネシウムの 1 倍量までの投与は、原則として認められると判断した。	令和7年10月31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 内科・歯科審査室内科審査第 1 課(TEL:092-233-6825) (末岡)